

昭和女子大学競争的研究費等取扱規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、昭和女子大学（以下、「機関」という。）における競争的研究費等に関して適正な運営・管理を行うために必要な責任体制や環境等について定める。

(競争的研究費等の定義)

第2条 この規程において「競争的研究費等」とは、『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）』（平成19年2月15日〈令和3年2月1日改正〉）に基づく、文部科学省、文部科学省が所管する独立行政法人又は他の府省から配分される、競争的研究費を中心とした公募型の研究資金をいう。

(責任体制)

第3条 競争的研究費等の運営・管理の責任体制を明確にするため、以下のとおり定める。

- 一 学長は、最高管理責任者として機関全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負う。
- 二 担当副学長は、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- 三 学部長は、コンプライアンス推進責任者として各部局における競争的研究費等の運営・管理について責任と権限を持つ。

(責任者の役割)

第4条 前条に定める各責任者の役割は、次のとおりとする。

- 一 最高管理責任者の役割
 - (1) 不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
 - (2) 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、役員会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。
 - (3) 最高管理責任者が部局等に不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。
- 二 統括管理責任者の役割
 - (1) 不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- 三 コンプライアンス推進責任者の役割

統括管理責任者の指示の下、以下を行う。

- (1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、部局等内の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、定期的に啓発活動を実施する。
- (4) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(監事の役割)

第5条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。

- 2 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(競争的研究費等に関わる運営・管理)

第6条 教学支援センター長は、競争的研究費等に係る事務処理手続きについて定めた「昭和女子大学競争的研究費執行ルール」に基づき、運用の実態が乖離していないかを常にチェックし、不正抑止機能を備えた体制が構築されているか見直しを行うとともに、研究者及び事務職員への周知徹底を図る。

- 2 研究支援課長は、研究者の円滑な研究遂行を支援するため、競争的研究費等に係る事務処理手続きに関して研究者からの相談を受け付ける。また、競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底する。
- 3 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員は、誓約書を提出しなければならない。
- 4 前項の誓約書を提出しない場合は、競争的研究費等の運営・管理に携わることはできない。

(不正防止計画推進本部)

第7条 統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、教学支援センター長、研究支援課長、財務部課長及び庶務課長は不正防止計画推進本部を組織する。

- 2 不正防止計画推進本部は、常に不正発生要因の把握に努め、機関全体の具体的な対策を立案、推進し、取り組み状況を最高管理責任者に報告する。
- 3 不正防止計画推進本部は、監事との連携を密にし、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。
- 4 最高管理責任者は、不正防止計画を機関内に周知するとともに率先して対応し、より効果的な不正防止活動の実施に向け、定期的に不正防止計画の見直しを指示する。

(競争的研究費等の適正な予算執行)

第8条 研究支援課長は、常に研究者の予算執行状況を把握し、問題がある時は不正防止計画推

進本部に報告のうえ対策を講じる。

- 2 研究支援課長は、財務部課長及び庶務課長と連携し、発注・検収体制等の手続きを定めた「昭和女子大学競争的研究費執行ルール」に基づき発注・納品検収が適正に行われているかを把握する。
- 3 研究支援課長は、出張時の勤務状況を確実に把握する。
- 4 研究支援課長は、競争的研究費等で雇用する非常勤雇用者の出退勤を適切に管理・把握する。

(納品検収)

第9条 競争的研究費等の適正な運用を図るため、物品の購入に関しては、原則として当事者以外の者が納品検収を行うこととし、学園本部業務部庶務課に納品検収係を置く。

- 2 納品検収は、競争的研究費等に係る全ての物品について行う。
- 3 納品検収の方法は、別に定める。

(相談窓口)

第10条 機関内外からの競争的研究費等の使用に関する相談を受け付けるための窓口を、教学支援センター研究支援課に置く。

(通報窓口)

第11条 機関内外からの競争的研究費等の不正使用に係る通報を受け付けるための窓口を、総長・学長室及び第三者機関に置く。

- 2 通報窓口の担当者は、前項の不正使用の通報があった場合、最高管理責任者に報告する。

(不正使用に係る調査及び懲戒)

第12条 前条第2項により報告を受けた最高管理責任者は、調査委員会を組織し、不正使用の事実関係を調査する。

- 2 不正使用に係る調査及び懲戒の手続きについては、別に定める。
- 3 不正使用に関与した業者に対する取引停止等の処分については、最高管理責任者から理事会に上程し、理事会が決定する。

(モニタリング及び内部監査)

第13条 競争的研究費等を適正に管理・運営するために、関係する研究者及び事務職員により、日常的なモニタリングを実施し、不正使用が発生しないよう予防する。

- 2 競争的研究費等の管理・運営体制と状況、法令・規程等の遵守状況に関する定期的なモニタリング及び内部監査については、監査室が行う。
- 3 内部監査の実施に際し、監事及び会計監査人と連携して行う。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、学長の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は平成19年11月8日から施行する。
- 2 この規程は平成21年10月1日から施行する。
- 3 この規程は平成22年4月1日から施行する。[副学長の担当名称変更]
- 4 この規程は平成24年10月1日から施行する。[納品検収、不正に関する調査および懲戒についての変更]
- 5 この規程は平成25年4月1日から施行する。[組織変更による部局責任者および部署名の変更、不正防止計画推進本部組織の変更]
- 6 この規程は平成26年4月1日から施行する。[短大廃止、組織変更に伴う関係条文の改訂]
- 7 この規程は、平成26年10月1日から施行する。[ガイドラインの改正に伴う変更（競争的資金等の定義、責任体制、競争的資金等に関わる運営・管理業務、不正防止計画の推進、相談窓口、通報窓口、不正に係る調査および懲戒）]
- 8 この規程は平成27年4月1日から施行する。[組織変更に伴い、大学事務局(長)を学長室(長)に変更]
- 9 この規程は平成29年4月1日から施行する。[組織変更に伴う、関係組織名の変更]
- 10 この規程は令和2年4月1日から施行する。[組織変更に伴う、関係組織名の変更]
- 11 この規程は令和3年10月1日から施行する。[ガイドラインの改正に伴う変更]（最高管理責任者の役割、監事の役割、啓発活動、その他所要の改定）